

【表紙】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年9月20日 |
| 【計算期間】 | 第23期（自 2023年6月21日 至 2024年6月20日） |
| 【ファンド名】 | 東京海上セレクション・日本株式 |
| 【発行者名】 | 東京海上アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 横田 靖博 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 尾崎 正幸 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3212 - 8421 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

TOPIX（配当込み）を中長期的に上回る信託財産の成長を目標として運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／株式に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|-------------|--------|-------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型投信 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|--------------|-------------|--------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | |
| | 年2回 | 日本 | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリーファンド |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | |
| | 日々 | オセアニア | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | その他 () | アフリカ | |
| その他資産 (投資信託証券(株式(一般))) | | 中近東 (中東) | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型投信 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。 |
| | MRF（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

| | | | |
|--------|----|------|--|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 公債 | 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|--------|---------------|---|
| | 社債 | 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他債券 | 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 格付等クレジットによる属性 | 目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。 |
| | 不動産投信 | 目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 資産配分 固定型 |
| | | 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 資産配分 変更型 |
| | | 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年4回 | 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年6回(隔月) | 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年12回(毎月) | 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|----------|-----------------------|---|
| | 中近東(中東) | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 /絶対収益追求型 | 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他型 | 目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

ファンドの特色

1

主に日本法人の株式に投資します。

- 主に日本法人の株式を投資対象として運用する「TMA日本株アクティブマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資します。
- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

2

TOPIX(配当込み)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。

3

ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

- **セクター判断(業種配分)**
委託会社独自の業種分類において、各業種の株価時価総額ウエイトを算出したものをベースに、業種基準ポートフォリオ(業種別の組入れ率)を決定します。
- **銘柄選択**
当該企業の成長性と株価の割安度の双方をミックスした委託会社独自の分析システムの活用と、企業訪問等による徹底した調査・分析を基に銘柄選択を行います。

<マザーファンドが対象とする指数について>

- 配当込みTOPIX(以下「TOPIX(配当込み)」といいます。)は、株式会社J P X総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。TOPIX(配当込み)の指数値およびTOPIX(配当込み)にかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIX(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(配当込み)にかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIX(配当込み)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

[次ページへ続く](#)

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 株 式 | 株式への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 |

分配方針

◎年1回決算を行います。

- 6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

| | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 決算 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 分配 | | | | | | | | | | | | |

①上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

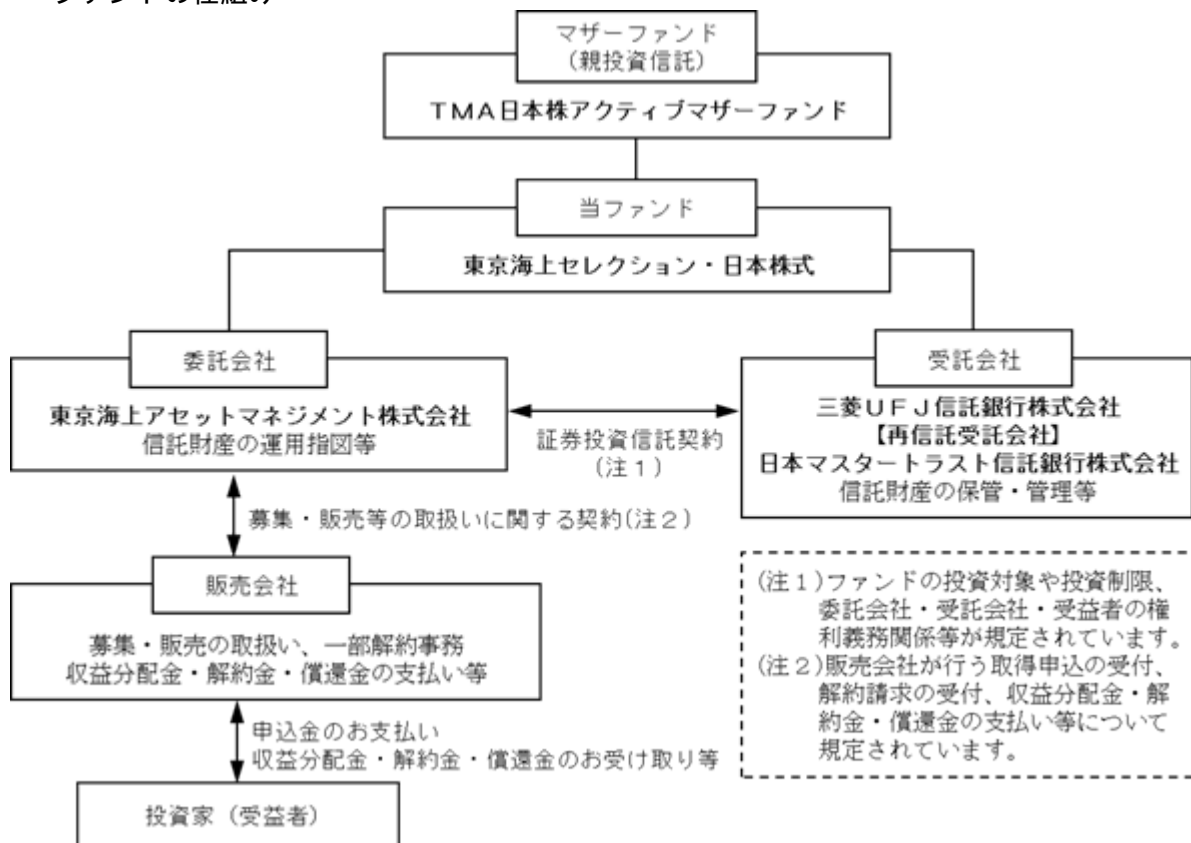
資金動向および市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年9月25日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2024年6月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 1987年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
 - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
 - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（2024年6月末日現在）

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|------------------|-------------------|---------|--------|
| 東京海上ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 38,300株 | 100.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

『株式ポートフォリオの構築は、ジグソーパズルを完成させるようなもの』と考えています。ただし、完成した絵が決まっておらず時々刻々と変化するジグソーパズルであり、「完成された時のジグソーパズルの絵を思い描く力（社会、経済、企業、技術などの環境変化を捉える力）」と「小さなピースを一つ一つ丹念に集めてくる努力（個別銘柄の調査・発掘）」が株式投資に不可欠と考え、年金運用でそのノウハウをつちかかってまいりました。

そのノウハウを最大限に活用し、当ファンドにおいても、社会的変化を見据え、その中で中長期的な企業成長が可能な企業を調査・分析し、投資を行うとの考え方にに基づき、当ファンドにおいては、主として以下の方針で運用を行う「TMA日本株アクティブマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

信託財産の中長期的な成長を目標とし、日本法人の株式に投資します。

TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。（本書において、同じ。）。）に上場あるいは店頭市場に登録している日本法人の株式（これらに準じるものも含みます。）に上場あるいは店頭市場に登録している日本法人の株式（これらに準じるものも含みます。）を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

TMA日本株アクティブマザーファンド

<基本方針> 信託財産の中長期的な成長を目標とし、日本法人の株式に投資します。
TOPIX(配当込み)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目標とします。

(1) 投資対象

証券取引所に上場あるいは店頭市場に登録している日本法人の株式(これらに準じるものも含まれます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

委託会社が年金運用でつちかったノウハウを最大限に活用し、以下の方針で臨みます。

投資機会は、社会、経済、企業、技術などの変化の中に生まれてくるものと考えており、これらが証券価格に織り込まれる前にその変化を察知するべく、独自の調査を重視しています。

調査・分析はグローバルな視点から実施し、中長期的な世界的潮流を把握、それを株式ポートフォリオの全体像、投資アイデアなどに反映しています。

ポートフォリオは、セクター判断(業種配分)と銘柄選択を付加価値の源泉として構築します。

セクター判断は、以下要領で行います。

ベンチマークに採用されている銘柄を委託会社独自の業種区分により分類し、各業種の株価時価総額ウェイトを算出したものをベースとし、以下の判断、要因を勘案の上、業種基準ポートフォリオを決定します。

ファンダメンタルズ、バリュエーション、テクニカルの以下3視点による計量分析に定性的判断を加味します。

- ・業種共通のマクロ指標と各業種ごとのセミマクロ指標によるファンダメンタルズ分析
- ・業種別PER、PBR等によるバリュエーション分析
- ・計量的アプローチを用いたテクニカル分析

構造的(長期的)要因と循環的(短期的)要因を考慮します。

当該企業の成長性と株価の割安度の双方をミックスした委託会社独自の分析システムの活用と、年間1,500件以上の企業訪問などによる徹底した調査・分析を基に行います。

成長性、割安度双方の視点のミックス(GARP: Growth at a Reasonable Price)

- ・成長性 - ROE、経常増益率、利益予想変化 など
- ・割安度 - 株価純資産倍率、株価収益率、キャッシュフロー倍率 など

アナリスト、ファンド・マネージャーによる企業訪問など調査・分析

銘柄選択の着眼点としては、市場動向分析や競合状態分析による「事業環境の予測」およびコスト分析、差異化分析や事業戦略分析による同業他社比較における「競争優位の評価」などが中心となります。

基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことがあります。

大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

< 投資制限 >

- (1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本株アクティブマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1) 株券または新株引受権証券
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- (17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

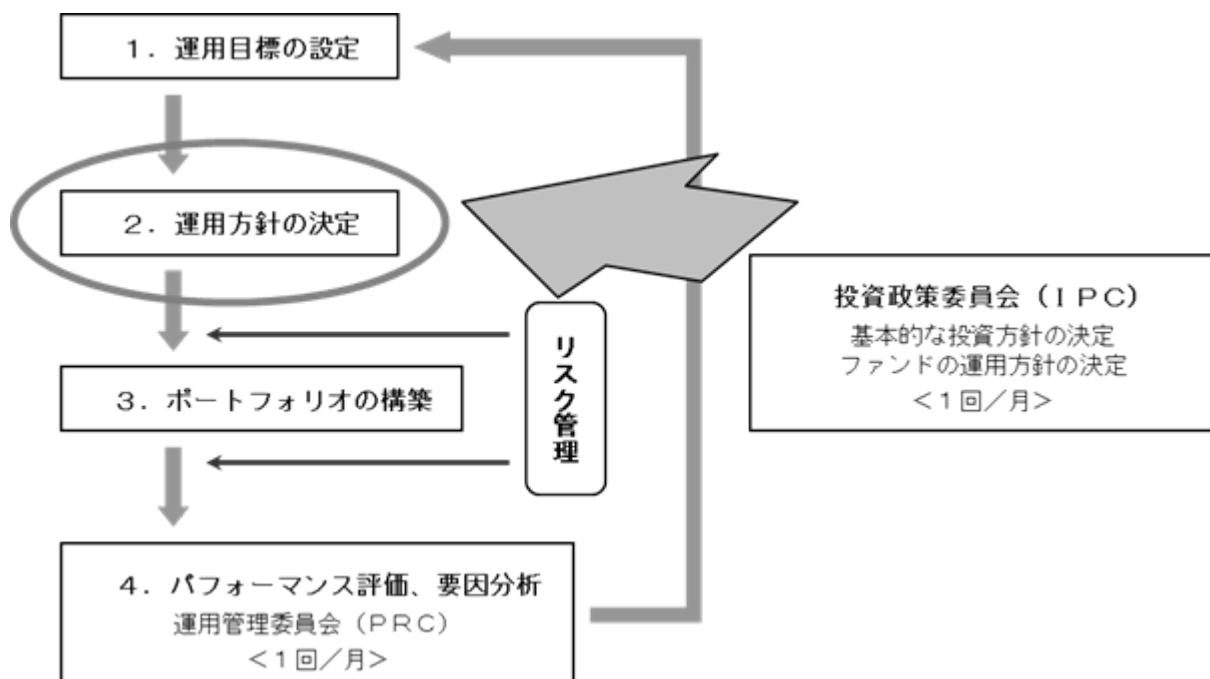
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(10名程度)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2024年6月末日現在)

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 株式への投資割合には、制限を設けません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款）

- a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引（約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- 金利先渡取引および為替先渡取引(約款)
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- デリバティブ取引等に係る投資制限(約款)
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 有価証券の貸付(約款)
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 公社債の空売(約款)
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産において借入れた公社債を含みます。)の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 公社債の借入(約款)
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款)
- 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約取引(約款)
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されていないものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

2. その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

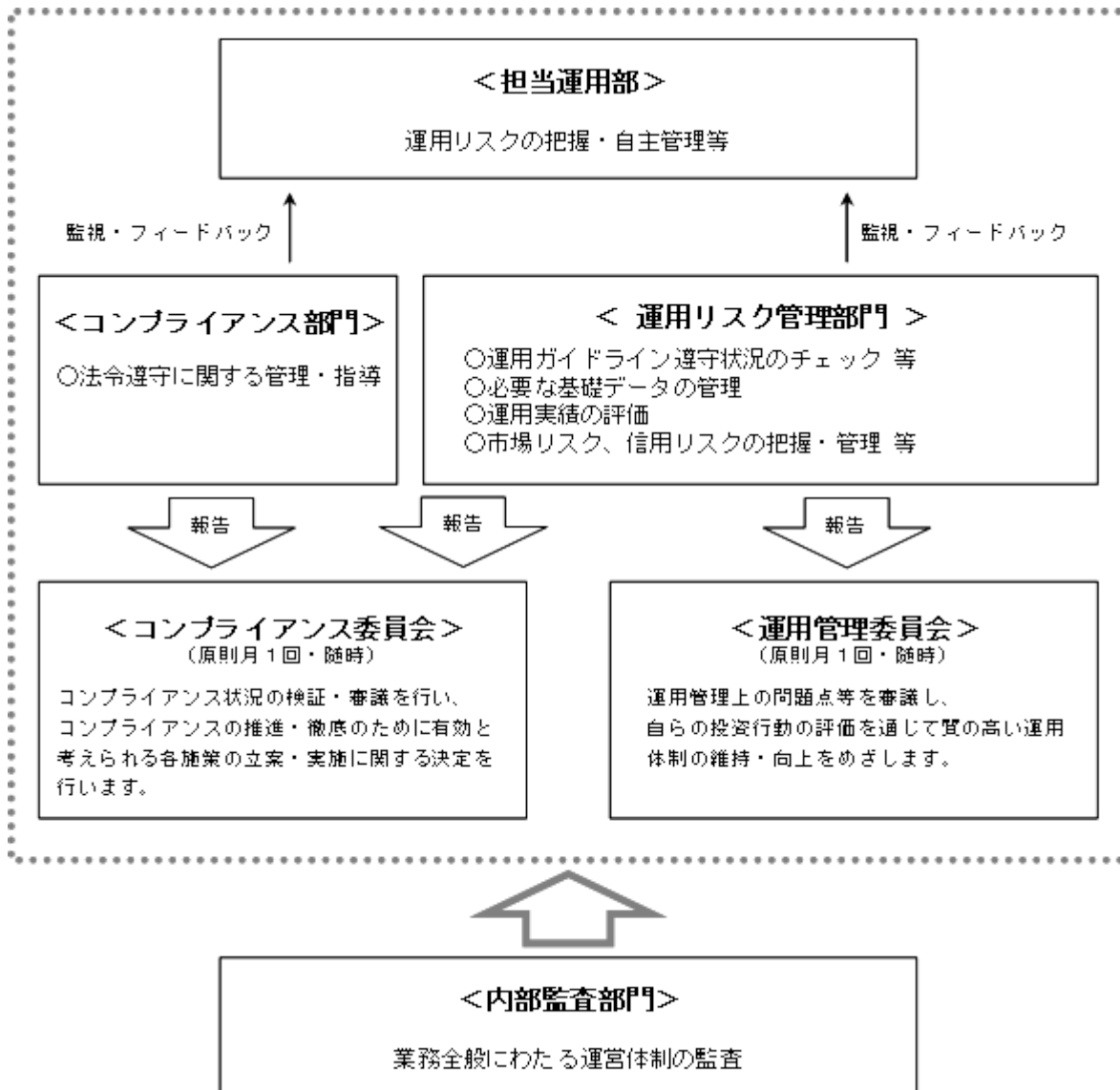
3. 管理体制

<リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

2019年7月～2024年6月

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

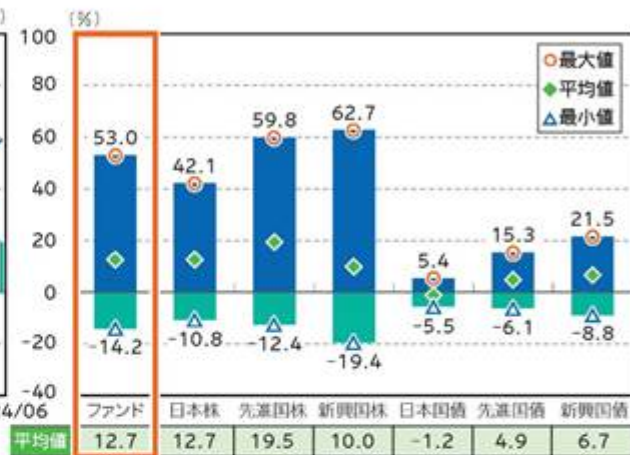


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

| | |
|------|--|
| 日本株 | TOPIX (東証株価指数) (配当込み) |
| 先進国株 | MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) |
| 日本国債 | NOMURA-BPI (国債) |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイド (円ベース) |

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J.P.X.総研または株式会社J.P.X.総研の関連会社(以下、J.P.X.といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ.P.X.が有します。J.P.X.は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J.P.X.により提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ.P.X.は責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料
ありません。
信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.65%（税抜1.5%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

| 委託会社（税抜） ^{*1} | 販売会社（税抜） ^{*2} | 受託会社（税抜） ^{*3} |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 年率0.7% | 年率0.72% | 年率0.08% |

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年49.5万円（税抜45万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本(1)超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315% および地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。配当控除は、総合課税を選択した場合には適用がありますが、申告不要制度の適用を受けた場合または申告分離課税を選択した場合には適用がありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(2)は課税されません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税(所得税15%×2.1%)が付加されます。

解約時および償還時の差益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した差額)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%) の税率による申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です)。

普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り)ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等(特定公社債および公募公社債投信を含みます)の利子所得および配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(1)超過額については、15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%) の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(2)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

(1) 「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

* 上記は、2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年6月21日~2024年6月20日)におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.65% | 1.65% | 0.00% |

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年6月28日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|----|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 49,793,830,278 | 100.03 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 17,722,763 | 0.03 |
| 合計（純資産総額） | | 49,776,107,515 | 100.00 |

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本株アクティブマザーファンド

| 資産の種類 | 地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|------------------------|----|-----------------|---------|
| 株式 | 日本 | 111,381,410,900 | 99.04 |
| コール・ローン等、その他の資産（負債控除後） | | 1,076,247,424 | 0.95 |
| 合計（純資産総額） | | 112,457,658,324 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

| 順位 | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 口数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率（％） |
|----|--------------------|----|-----------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|---------|
| | | | | | 単価（円） | 金額（円） | 単価（円） | 金額（円） | |
| 1 | TMA日本株アクティブマザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 15,908,571,974 | 3.0544 | 48,591,356,162 | 3.1300 | 49,793,830,278 | 100.03 |

b. 投資有価証券の種類

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.03 |
| 合計 | 100.03 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

TMA日本株アクティブマザーファンド

| 順位 | 銘柄名 | 地域 | 業種 | 種類 | 株式数 | 帳簿価額 | | 評価額 | | 投資比率（％） |
|----|---------|----|-------|----|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|---------|
| | | | | | | 単価（円） | 金額（円） | 単価（円） | 金額（円） | |
| 1 | トヨタ自動車 | 日本 | 輸送用機器 | 株式 | 1,726,900 | 3,797.09 | 6,557,194,721 | 3,290.00 | 5,681,501,000 | 5.05 |
| 2 | ソニーグループ | 日本 | 電気機器 | 株式 | 336,000 | 13,406.26 | 4,504,503,360 | 13,640.00 | 4,583,040,000 | 4.07 |
| 3 | 第一三共 | 日本 | 医薬品 | 株式 | 791,800 | 4,916.07 | 3,892,544,226 | 5,524.00 | 4,373,903,200 | 3.88 |
| 4 | 日立製作所 | 日本 | 電気機器 | 株式 | 1,179,500 | 2,738.17 | 3,229,673,874 | 3,601.00 | 4,247,379,500 | 3.77 |
| 5 | 信越化学工業 | 日本 | 化学 | 株式 | 650,600 | 6,860.52 | 4,463,454,312 | 6,238.00 | 4,058,442,800 | 3.60 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------|----|--------|----|-----------|-----------|---------------|-----------|---------------|------|
| 6 | ルネサスエレクトロニクス | 日本 | 電気機器 | 株式 | 1,304,700 | 2,593.05 | 3,383,152,335 | 3,009.00 | 3,925,842,300 | 3.49 |
| 7 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 日本 | 銀行業 | 株式 | 2,203,700 | 1,572.47 | 3,465,252,139 | 1,729.00 | 3,810,197,300 | 3.38 |
| 8 | 三井住友フィナンシャルグループ | 日本 | 銀行業 | 株式 | 319,800 | 8,911.95 | 2,850,041,610 | 10,725.00 | 3,429,855,000 | 3.04 |
| 9 | 東京エレクトロン | 日本 | 電気機器 | 株式 | 98,000 | 39,309.92 | 3,852,372,160 | 34,900.00 | 3,420,200,000 | 3.04 |
| 10 | ソフトバンクグループ | 日本 | 情報・通信業 | 株式 | 315,300 | 9,251.46 | 2,916,985,338 | 10,390.00 | 3,275,967,000 | 2.91 |
| 11 | 村田製作所 | 日本 | 電気機器 | 株式 | 842,800 | 2,957.90 | 2,492,923,489 | 3,322.00 | 2,799,781,600 | 2.48 |
| 12 | ディスコ | 日本 | 機械 | 株式 | 44,700 | 52,933.53 | 2,366,128,791 | 61,040.00 | 2,728,488,000 | 2.42 |
| 13 | リクルートホールディングス | 日本 | サービス業 | 株式 | 263,600 | 7,035.57 | 1,854,576,644 | 8,607.00 | 2,268,805,200 | 2.01 |
| 14 | 任天堂 | 日本 | その他製品 | 株式 | 256,100 | 8,131.96 | 2,082,594,956 | 8,556.00 | 2,191,191,600 | 1.94 |
| 15 | バンダイナムコホールディングス | 日本 | その他製品 | 株式 | 564,700 | 2,895.08 | 1,634,851,676 | 3,140.00 | 1,773,158,000 | 1.57 |
| 16 | 野村総合研究所 | 日本 | 情報・通信業 | 株式 | 386,000 | 4,283.79 | 1,653,542,940 | 4,521.00 | 1,745,106,000 | 1.55 |
| 17 | キーエンス | 日本 | 電気機器 | 株式 | 24,300 | 72,255.21 | 1,755,801,603 | 70,550.00 | 1,714,365,000 | 1.52 |
| 18 | KDDI | 日本 | 情報・通信業 | 株式 | 403,000 | 4,372.66 | 1,762,181,980 | 4,254.00 | 1,714,362,000 | 1.52 |
| 19 | イビデン | 日本 | 電気機器 | 株式 | 251,200 | 6,704.08 | 1,684,064,896 | 6,548.00 | 1,644,857,600 | 1.46 |
| 20 | アドバンテスト | 日本 | 電気機器 | 株式 | 254,000 | 6,733.92 | 1,710,415,680 | 6,425.00 | 1,631,950,000 | 1.45 |
| 21 | DMG森精機 | 日本 | 機械 | 株式 | 336,700 | 3,984.20 | 1,341,480,140 | 4,177.00 | 1,406,395,900 | 1.25 |
| 22 | S M C | 日本 | 機械 | 株式 | 18,100 | 88,243.73 | 1,597,211,513 | 76,340.00 | 1,381,754,000 | 1.22 |
| 23 | スズキ | 日本 | 輸送用機器 | 株式 | 726,900 | 1,646.58 | 1,196,899,002 | 1,851.00 | 1,345,491,900 | 1.19 |
| 24 | 住友電気工業 | 日本 | 非鉄金属 | 株式 | 510,600 | 2,358.46 | 1,204,229,676 | 2,502.50 | 1,277,776,500 | 1.13 |
| 25 | ニデック | 日本 | 電気機器 | 株式 | 176,400 | 6,685.65 | 1,179,348,660 | 7,185.00 | 1,267,434,000 | 1.12 |
| 26 | アステラス製薬 | 日本 | 医薬品 | 株式 | 793,100 | 1,675.40 | 1,328,759,740 | 1,590.00 | 1,261,029,000 | 1.12 |
| 27 | 本田技研工業 | 日本 | 輸送用機器 | 株式 | 722,700 | 1,815.10 | 1,311,779,051 | 1,720.00 | 1,243,044,000 | 1.10 |
| 28 | 富士通 | 日本 | 電気機器 | 株式 | 477,800 | 2,568.32 | 1,227,143,296 | 2,517.00 | 1,202,622,600 | 1.06 |
| 29 | 三菱商事 | 日本 | 卸売業 | 株式 | 381,900 | 3,550.12 | 1,355,790,828 | 3,148.00 | 1,202,221,200 | 1.06 |
| 30 | 東京応化工業 | 日本 | 化学 | 株式 | 268,900 | 4,603.19 | 1,237,797,791 | 4,362.00 | 1,172,941,800 | 1.04 |

b. 投資有価証券の種類

T M A 日本株アクティブマザーファンド

| 種類 | 国内/国外 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|-------|----|---------|
|----|-------|----|---------|

| | | | |
|-------|------|--------|-------|
| 株式 | 国内 | 建設業 | 1.00 |
| | | 食料品 | 3.45 |
| | | 化学 | 8.10 |
| | | 医薬品 | 6.69 |
| | | 非鉄金属 | 1.13 |
| | | 機械 | 7.69 |
| | | 電気機器 | 27.14 |
| | | 輸送用機器 | 7.35 |
| | | 精密機器 | 0.43 |
| | | その他製品 | 3.52 |
| | | 陸運業 | 1.15 |
| | | 海運業 | 0.57 |
| | | 空運業 | 0.79 |
| | | 情報・通信業 | 9.67 |
| | | 卸売業 | 2.25 |
| | | 小売業 | 3.62 |
| | | 銀行業 | 7.60 |
| | | 保険業 | 0.66 |
| | | その他金融業 | 0.99 |
| | | 不動産業 | 1.38 |
| サービス業 | 3.74 | | |
| 合 計 | | 99.04 | |

投資不動産物件

TMA日本株アクティブマザーファンド
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

TMA日本株アクティブマザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|------------|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第14計算期間末 | (2015年 6月22日) | 21,339 | 21,339 | 1.7944 | 1.7944 |
| 第15計算期間末 | (2016年 6月20日) | 18,763 | 18,763 | 1.4607 | 1.4607 |
| 第16計算期間末 | (2017年 6月20日) | 21,910 | 21,910 | 1.7798 | 1.7798 |
| 第17計算期間末 | (2018年 6月20日) | 26,639 | 26,639 | 2.0561 | 2.0561 |
| 第18計算期間末 | (2019年 6月20日) | 24,418 | 24,418 | 1.8593 | 1.8593 |
| 第19計算期間末 | (2020年 6月22日) | 26,838 | 26,838 | 2.0991 | 2.0991 |
| 第20計算期間末 | (2021年 6月21日) | 33,696 | 33,696 | 2.6582 | 2.6582 |
| 第21計算期間末 | (2022年 6月20日) | 31,959 | 31,959 | 2.4430 | 2.4430 |
| 第22計算期間末 | (2023年 6月20日) | 41,238 | 41,238 | 3.1242 | 3.1242 |
| 第23計算期間末 | (2024年 6月20日) | 48,703 | 48,703 | 3.6179 | 3.6179 |
| 2023年 6月末日 | | 41,210 | | 3.1087 | |
| 7月末日 | | 41,634 | | 3.1213 | |

| | | | | |
|------------|--------|--|--------|--|
| 8月末日 | 41,479 | | 3.1051 | |
| 9月末日 | 40,975 | | 3.0592 | |
| 10月末日 | 39,397 | | 2.9199 | |
| 11月末日 | 42,059 | | 3.1285 | |
| 12月末日 | 41,884 | | 3.1125 | |
| 2024年 1月末日 | 44,778 | | 3.3243 | |
| 2月末日 | 47,935 | | 3.5496 | |
| 3月末日 | 49,616 | | 3.6793 | |
| 4月末日 | 48,287 | | 3.5748 | |
| 5月末日 | 48,695 | | 3.6167 | |
| 6月末日 | 49,776 | | 3.7059 | |

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率(%) (分配付) |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第14計算期間 | 2014年 6月21日～2015年 6月22日 | 36.4 |
| 第15計算期間 | 2015年 6月23日～2016年 6月20日 | 18.6 |
| 第16計算期間 | 2016年 6月21日～2017年 6月20日 | 21.8 |
| 第17計算期間 | 2017年 6月21日～2018年 6月20日 | 15.5 |
| 第18計算期間 | 2018年 6月21日～2019年 6月20日 | 9.6 |
| 第19計算期間 | 2019年 6月21日～2020年 6月22日 | 12.9 |
| 第20計算期間 | 2020年 6月23日～2021年 6月21日 | 26.6 |
| 第21計算期間 | 2021年 6月22日～2022年 6月20日 | 8.1 |
| 第22計算期間 | 2022年 6月21日～2023年 6月20日 | 27.9 |
| 第23計算期間 | 2023年 6月21日～2024年 6月20日 | 15.8 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) | 発行済み口数(口) |
|---------|-------------------------|---------------|---------------|----------------|
| 第14計算期間 | 2014年 6月21日～2015年 6月22日 | 4,846,226,100 | 5,127,479,914 | 11,892,158,319 |
| 第15計算期間 | 2015年 6月23日～2016年 6月20日 | 4,470,506,820 | 3,516,528,379 | 12,846,136,760 |
| 第16計算期間 | 2016年 6月21日～2017年 6月20日 | 3,056,521,790 | 3,591,757,609 | 12,310,900,941 |
| 第17計算期間 | 2017年 6月21日～2018年 6月20日 | 3,636,311,897 | 2,991,038,184 | 12,956,174,654 |
| 第18計算期間 | 2018年 6月21日～2019年 6月20日 | 2,774,069,840 | 2,597,215,312 | 13,133,029,182 |
| 第19計算期間 | 2019年 6月21日～2020年 6月22日 | 3,444,317,634 | 3,791,622,220 | 12,785,724,596 |
| 第20計算期間 | 2020年 6月23日～2021年 6月21日 | 2,844,518,576 | 2,954,126,893 | 12,676,116,279 |
| 第21計算期間 | 2021年 6月22日～2022年 6月20日 | 2,688,336,295 | 2,282,595,880 | 13,081,856,694 |
| 第22計算期間 | 2022年 6月21日～2023年 6月20日 | 2,342,080,347 | 2,224,047,427 | 13,199,889,614 |
| 第23計算期間 | 2023年 6月21日～2024年 6月20日 | 2,566,554,530 | 2,304,756,170 | 13,461,687,974 |

< 参考情報 >

基準日：2024年6月28日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 決算日 | 分配金 |
|-------|------------|--------|
| 第19期 | 2020/06/22 | 0円 |
| 第20期 | 2021/06/21 | 0円 |
| 第21期 | 2022/06/20 | 0円 |
| 第22期 | 2023/06/20 | 0円 |
| 第23期 | 2024/06/20 | 0円 |
| 設定来累計 | | 分配実績なし |

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

● 資産構成

| 資産 | 比率 |
|---------|--------|
| 株式 | 99.0% |
| 株式先物 | - |
| 短期金融資産等 | 1.0% |
| 合計 | 100.0% |

● 組入上位10業種

| 業種 | 比率 |
|----------|-------|
| 1 電気機器 | 27.1% |
| 2 情報・通信業 | 9.7% |
| 3 化学 | 8.1% |
| 4 機械 | 7.7% |
| 5 銀行業 | 7.6% |
| 6 輸送用機器 | 7.4% |
| 7 医薬品 | 6.7% |
| 8 サービス業 | 3.7% |
| 9 小売業 | 3.6% |
| 10 その他製品 | 3.5% |

● 組入上位10銘柄

組入銘柄数：87銘柄

| 銘柄 | 業種 | 比率 |
|----------------|--------|------|
| 1 トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 5.1% |
| 2 ソニーグループ | 電気機器 | 4.1% |
| 3 第一三共 | 医薬品 | 3.9% |
| 4 日立製作所 | 電気機器 | 3.8% |
| 5 信越化学工業 | 化学 | 3.6% |
| 6 ルネサスエレクトロニクス | 電気機器 | 3.5% |
| 7 三菱UFJ FG | 銀行業 | 3.4% |
| 8 三井住友 FG | 銀行業 | 3.0% |
| 9 東京エレクトロン | 電気機器 | 3.0% |
| 10 ソフトバンクグループ | 情報・通信業 | 2.9% |

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は純資産総額に占める割合です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 当ファンドの取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関および連合会等に限るものとします。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。
- b. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- c. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく(累積)投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。
- d. 申込単位は1円以上1円単位です。なお、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- e. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とする予定です。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
委託会社サービスデスク
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016(営業日の9時~17時)
ホームページ
<https://www.tokiomarineam.co.jp/>
- g. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。
- h. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- i. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
2024年11月5日以降は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とする予定です。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

| 対象 | 評価方法 |
|-----------------|--|
| マザーファンド 受益証券 | 原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。 |
| 株式 | 原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。 |

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2001年9月25日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c.からe.の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
- g. 信託契約を解約する場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
- b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は、1ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c.の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b.からd.の規定にしたがいます。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第23期計算期間(2023年6月21日から2024年6月20日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上セレクション・日本株式】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第22期 [2023年 6月20日現在] | 第23期 [2024年 6月20日現在] |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 41,238,779,164 | 48,703,144,079 |
| 未収入金 | 401,223,282 | 447,125,222 |
| 流動資産合計 | 41,640,002,446 | 49,150,269,301 |
| 資産合計 | 41,640,002,446 | 49,150,269,301 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 103,325,162 | 61,253,845 |
| 未払受託者報酬 | 15,874,780 | 20,566,610 |
| 未払委託者報酬 | 281,777,276 | 365,057,351 |
| その他未払費用 | 246,064 | 247,416 |
| 流動負債合計 | 401,223,282 | 447,125,222 |
| 負債合計 | 401,223,282 | 447,125,222 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,13,199,889,614 | 1,13,461,687,974 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 28,038,889,550 | 35,241,456,105 |
| （分配準備積立金） | 13,132,677,137 | 17,332,868,379 |
| 元本等合計 | 41,238,779,164 | 48,703,144,079 |
| 純資産合計 | 41,238,779,164 | 48,703,144,079 |
| 負債純資産合計 | 41,640,002,446 | 49,150,269,301 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 | 第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 9,620,982,836 | 7,393,446,751 |
| 営業収益合計 | 9,620,982,836 | 7,393,446,751 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 31,056,777 | 38,576,331 |
| 委託者報酬 | 551,257,656 | 684,729,713 |
| その他費用 | 493,480 | 494,832 |
| 営業費用合計 | 582,807,913 | 723,800,876 |
| 営業利益又は営業損失() | 9,038,174,923 | 6,669,645,875 |
| 経常利益又は経常損失() | 9,038,174,923 | 6,669,645,875 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 9,038,174,923 | 6,669,645,875 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 565,871,565 | 397,124,907 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 18,877,539,023 | 28,038,889,550 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,932,097,977 | 5,832,505,609 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,932,097,977 | 5,832,505,609 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 3,243,050,808 | 4,902,460,022 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 3,243,050,808 | 4,902,460,022 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 1 - | 1 - |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 28,038,889,550 | 35,241,456,105 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 | 第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|--|--|
| 当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第22期 [2023年 6月20日現在] | 第23期 [2024年 6月20日現在] |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 1 期首元本額 | 13,081,856,694円 | 13,199,889,614円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,342,080,347円 | 2,566,554,530円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,224,047,427円 | 2,304,756,170円 |
| 2. 1 計算期間末日における受益権の総数 | 13,199,889,614口 | 13,461,687,974口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 | 第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|--|---|
| 1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(617,874,343円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,228,679,705円)、投資信託約款に規定される収益調整金(19,406,234,727円)及び分配準備積立金(7,286,123,089円)より、分配対象額は32,538,911,864円(1万口当たり24,650.88円)ですが、分配を行っておりません。 | 1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(699,154,195円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,573,366,773円)、投資信託約款に規定される収益調整金(22,134,752,352円)及び分配準備積立金(11,060,347,411円)より、分配対象額は39,467,620,731円(1万口当たり29,318.45円)ですが、分配を行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 | 第23期 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|-----|--|--|
| | | |

| | | |
|-------------------|---|----|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p> | 同左 |

・金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第22期 [2023年 6月20日現在] | 第23期 [2024年 6月20日現在] |
|-----------------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> |

| | | |
|----------------------------|--|----|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |
|----------------------------|--|----|

(有価証券に関する注記)

第22期（自 2022年6月21日 至 2023年6月20日）

売買目的有価証券

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 9,097,299,362円 |
| 合計 | 9,097,299,362円 |

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第23期（自 2023年6月21日 至 2024年6月20日）

売買目的有価証券

| 種 類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 7,066,223,697円 |
| 合計 | 7,066,223,697円 |

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

| 第22期 [2023年 6月20日現在] | | 第23期 [2024年 6月20日現在] | |
|---------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 3.1242円 31,242円) | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 3.6179円 36,179円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備 考 |
|---------------|--------------------|----------------|----------------|-----|
| 親投資信託 受益証券 | TMA日本株アクティブマザーファンド | 15,944,196,975 | 48,703,144,079 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 15,944,196,975 | 48,703,144,079 | |
| | 合計 | 15,944,196,975 | 48,703,144,079 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本株アクティブマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本株アクティブマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 注記 番号 | [2023年 6月20日現在] | [2024年 6月20日現在] |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|
| | | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 金銭信託 | | 214,492 | 100,265 |
| コール・ローン | | 1,117,350,049 | 1,314,851,541 |
| 株式 | | 92,965,002,650 | 108,754,364,200 |
| 未収入金 | | 180,738,290 | 218,977,289 |
| 未収配当金 | | 475,949,400 | 488,964,740 |
| 未収利息 | | | 2,451 |
| 流動資産合計 | | 94,739,254,881 | 110,777,260,486 |
| 資産合計 | | 94,739,254,881 | 110,777,260,486 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | 184,046,914 | 219,199,341 |
| 未払解約金 | | 600,330,206 | 682,420,921 |
| 未払利息 | | 2,404 | |
| 流動負債合計 | | 784,379,524 | 901,620,262 |
| 負債合計 | | 784,379,524 | 901,620,262 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 36,198,377,442 | 35,970,438,037 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | | 57,756,497,915 | 73,905,202,187 |
| 元本等合計 | | 93,954,875,357 | 109,875,640,224 |
| 純資産合計 | | 93,954,875,357 | 109,875,640,224 |
| 負債純資産合計 | | 94,739,254,881 | 110,777,260,486 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

| 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 | 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|--|--------------------------------|
| 本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | [2023年 6月20日現在] | [2024年 6月20日現在] |
|--|-----------------|-----------------|
| 1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 36,377,398,215円 | 36,198,377,442円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 6,296,242,322円 | 6,558,691,677円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 6,475,263,095円 | 6,786,631,082円 |
| 同期末における元本額 | 36,198,377,442円 | 35,970,438,037円 |
| 元本の内訳* | | |
| 日本株アクティブファンド<適格機関投資家限定> | 113,153,120円 | 102,162,261円 |
| 東京海上セレクション・日本株式 | 15,887,956,220円 | 15,944,196,975円 |
| 東京海上セレクション・バランス30 | 1,241,201,463円 | 1,074,268,612円 |
| 東京海上セレクション・バランス50 | 5,083,579,682円 | 4,692,044,167円 |
| 東京海上セレクション・バランス70 | 5,321,018,887円 | 5,300,005,469円 |
| 東京海上・年金運用型戦略ファンド（年1回決算型） | 190,017,893円 | 510,320,273円 |
| TMAバランス25VA 適格機関投資家限定 | 9,957,618円 | 7,045,699円 |
| TMAバランス50VA 適格機関投資家限定 | 21,303,873円 | 17,530,204円 |
| TMAバランス75VA 適格機関投資家限定 | 2,543,201円 | 2,406,179円 |
| 東京海上・日本株式GARP<適格機関投資家限定> | 8,327,645,485円 | 8,320,458,198円 |
| 計 | 36,198,377,442円 | 35,970,438,037円 |
| 2. 1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数 | 36,198,377,442口 | 35,970,438,037口 |

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 | 自 2023年 6月21日 至 2024年 6月20日 |
|-------------------|---|--------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p> | 同左 |

・ 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | [2023年 6月20日現在] | [2024年 6月20日現在] |
|-----------------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | (1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

(自 2022年6月21日 至 2023年6月20日)

売買目的有価証券

| 種 類 | 当期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-----------------|
| 株式 | 14,759,170,531円 |
| 合計 | 14,759,170,531円 |

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

(自 2023年6月21日 至 2024年6月20日)

売買目的有価証券

| 種 類 | 当期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----|-----------------|
| 株式 | 1,240,711,788円 |
| 合計 | 1,240,711,788円 |

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年3月22日から2024年6月20日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

| [2023年 6月20日現在] | | [2024年 6月20日現在] | |
|---------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2.5956円 25,956円) | 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 3.0546円 30,546円) |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-----------------|---------|-----------|---------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 鹿島建設 | 405,900 | 2,680.00 | 1,087,812,000 | |
| 山崎製パン | 192,100 | 3,378.00 | 648,913,800 | |
| アサヒグループホールディングス | 98,700 | 5,696.00 | 562,195,200 | |
| キッコーマン | 413,500 | 1,828.00 | 755,878,000 | |
| 味の素 | 184,900 | 5,559.00 | 1,027,859,100 | |
| ニチレイ | 89,400 | 3,524.00 | 315,045,600 | |
| 東洋水産 | 59,400 | 9,462.00 | 562,042,800 | |
| クラレ | 24,100 | 1,804.00 | 43,476,400 | |
| レゾナック・ホールディングス | 127,900 | 3,486.00 | 445,859,400 | |
| 信越化学工業 | 650,600 | 6,184.00 | 4,023,310,400 | |
| エア・ウォーター | 305,900 | 2,163.00 | 661,661,700 | |
| 三井化学 | 177,100 | 4,263.00 | 754,977,300 | |
| 東京応化工業 | 268,900 | 4,435.00 | 1,192,571,500 | |
| 富士フイルムホールディングス | 220,800 | 3,688.00 | 814,310,400 | |
| 資生堂 | 88,100 | 4,641.00 | 408,872,100 | |
| ユニ・チャーム | 129,700 | 5,211.00 | 675,866,700 | |
| アステラス製薬 | 793,100 | 1,497.00 | 1,187,270,700 | |
| 中外製薬 | 129,200 | 5,142.00 | 664,346,400 | |
| エーザイ | 8,600 | 6,286.00 | 54,059,600 | |
| ロート製薬 | 245,800 | 3,188.00 | 783,610,400 | |
| JCRファーマ | 543,900 | 584.00 | 317,637,600 | |
| 第一三共 | 791,800 | 5,464.00 | 4,326,395,200 | |
| 住友電気工業 | 510,600 | 2,518.50 | 1,285,946,100 | |
| D M G 森精機 | 336,700 | 4,156.00 | 1,399,325,200 | |
| ディスコ | 44,700 | 62,110.00 | 2,776,317,000 | |
| S M C | 18,100 | 76,690.00 | 1,388,089,000 | |
| 小松製作所 | 275,100 | 4,559.00 | 1,254,180,900 | |
| 荏原製作所 | 38,600 | 12,045.00 | 464,937,000 | |
| ダイキン工業 | 25,800 | 23,025.00 | 594,045,000 | |
| 三菱重工業 | 314,800 | 1,640.00 | 516,272,000 | |
| イビデン | 251,200 | 7,150.00 | 1,796,080,000 | |
| 日立製作所 | 235,900 | 17,040.00 | 4,019,736,000 | |
| 三菱電機 | 417,700 | 2,481.00 | 1,036,313,700 | |
| 富士電機 | 101,000 | 9,045.00 | 913,545,000 | |
| 安川電機 | 53,500 | 5,875.00 | 314,312,500 | |

| | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|---------------|
| ニデック | 176,400 | 7,341.00 | 1,294,952,400 |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 91,300 | 3,375.00 | 308,137,500 |
| 富士通 | 477,800 | 2,398.00 | 1,145,764,400 |
| ルネサスエレクトロニクス | 1,304,700 | 3,128.00 | 4,081,101,600 |
| ソニーグループ | 336,000 | 12,795.00 | 4,299,120,000 |
| 日本光電工業 | 128,300 | 4,647.00 | 596,210,100 |
| アドバンテスト | 254,000 | 5,836.00 | 1,482,344,000 |
| キーエンス | 24,300 | 69,160.00 | 1,680,588,000 |
| シスメックス | 390,900 | 2,473.00 | 966,695,700 |
| 村田製作所 | 842,800 | 3,358.00 | 2,830,122,400 |
| 東京エレクトロン | 98,000 | 34,890.00 | 3,419,220,000 |
| デンソー | 54,400 | 2,427.50 | 132,056,000 |
| トヨタ自動車 | 1,726,900 | 3,084.00 | 5,325,759,600 |
| 本田技研工業 | 722,700 | 1,663.50 | 1,202,211,450 |
| スズキ | 726,900 | 1,830.50 | 1,330,590,450 |
| 島津製作所 | 122,800 | 3,936.00 | 483,340,800 |
| バンダイナムコホールディングス | 564,700 | 2,998.50 | 1,693,252,950 |
| 任天堂 | 256,100 | 8,488.00 | 2,173,776,800 |
| 九州旅客鉄道 | 184,800 | 3,372.00 | 623,145,600 |
| S Gホールディングス | 443,700 | 1,454.00 | 645,139,800 |
| 日本郵船 | 138,500 | 4,596.00 | 636,546,000 |
| A N Aホールディングス | 302,400 | 2,920.00 | 883,008,000 |
| G M Oペイメントゲートウェイ | 131,300 | 8,243.00 | 1,082,305,900 |
| A p p i e r G r o u p | 123,400 | 1,180.00 | 145,612,000 |
| 野村総合研究所 | 386,000 | 4,292.00 | 1,656,712,000 |
| メドレー | 52,700 | 3,620.00 | 190,774,000 |
| J T O W E R | 71,100 | 1,737.00 | 123,500,700 |
| 大塚商会 | 168,100 | 2,908.50 | 488,918,850 |
| A N Y C O L O R | 146,400 | 2,707.00 | 396,304,800 |
| K D D I | 403,000 | 4,155.00 | 1,674,465,000 |
| K A D O K A W A | 179,700 | 2,981.00 | 535,685,700 |
| 東宝 | 102,900 | 4,646.00 | 478,073,400 |
| カプコン | 216,500 | 2,930.00 | 634,345,000 |
| ソフトバンクグループ | 315,300 | 10,210.00 | 3,219,213,000 |
| 三井物産 | 132,500 | 7,429.00 | 984,342,500 |
| 三菱商事 | 381,900 | 3,054.00 | 1,166,322,600 |
| トラスコ中山 | 151,000 | 2,476.00 | 373,876,000 |
| エービーシー・マート | 381,100 | 2,919.00 | 1,112,430,900 |
| クスリのアオキホールディングス | 103,600 | 3,037.00 | 314,633,200 |
| 良品計画 | 423,900 | 2,644.00 | 1,120,791,600 |
| パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス | 251,200 | 3,742.00 | 939,990,400 |
| ファーストリテイリング | 14,900 | 39,810.00 | 593,169,000 |
| 楽天銀行 | 238,400 | 2,749.00 | 655,361,600 |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 2,203,700 | 1,547.00 | 3,409,123,900 |

| | | | | |
|-----------------|------------|-----------|-----------------|--|
| 三井住友フィナンシャルグループ | 319,800 | 10,000.00 | 3,198,000,000 | |
| 千葉銀行 | 430,600 | 1,367.50 | 588,845,500 | |
| 第一生命ホールディングス | 174,400 | 3,965.00 | 691,496,000 | |
| オリックス | 314,000 | 3,449.00 | 1,082,986,000 | |
| SREホールディングス | 95,300 | 4,620.00 | 440,286,000 | |
| 三井不動産 | 426,200 | 1,425.00 | 607,335,000 | |
| 三菱地所 | 186,400 | 2,430.50 | 453,045,200 | |
| サイバーエージェント | 815,000 | 985.30 | 803,019,500 | |
| リクルートホールディングス | 263,600 | 8,229.00 | 2,169,164,400 | |
| ベイクレント・コンサルティング | 220,800 | 3,125.00 | 690,000,000 | |
| アンビスホールディングス | 177,700 | 2,409.00 | 428,079,300 | |
| 合 計 | 27,943,900 | - | 108,754,364,200 | |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年6月28日 現在

| 種類 | 金額 |
|------------------|------------------|
| 資産総額 | 49,955,998,114 円 |
| 負債総額 | 179,890,599 円 |
| 純資産総額(-) | 49,776,107,515 円 |
| 発行済数量 | 13,431,602,800 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 3.7059 円 |

(ご参考:親投資信託の現況)

TMA日本株アクティブマザーファンド

2024年6月28日 現在

| 種類 | 金額 |
|------------------|-------------------|
| 資産総額 | 112,816,156,008 円 |
| 負債総額 | 358,497,684 円 |
| 純資産総額(-) | 112,457,658,324 円 |
| 発行済数量 | 35,928,468,835 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 3.1300 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2024年6月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

| | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|-----|------------|
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 追加型株式投資信託 | 170 | 3,191,358 |
| 単位型公社債投資信託 | 1 | 2,630 |
| 単位型株式投資信託 | 17 | 84,890 |
| 合計 | 188 | 3,278,879 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人与合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 20,784,858 | 20,242,052 |
| 前払費用 | 427,401 | 523,560 |
| 未収委託者報酬 | 3,200,726 | 3,523,505 |
| 未収収益 | 3,021,468 | 4,088,251 |
| 未収入金 | 4 | - |
| その他の流動資産 | 18,592 | 26,495 |
| 流動資産計 | 27,453,052 | 28,403,865 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | * 1 433,750 | * 1 631,543 |
| 建物 | 307,934 | 434,854 |
| 器具備品 | 125,816 | 196,689 |
| 無形固定資産 | 348,422 | 397,761 |
| 電話加入権 | 3,795 | 3,795 |
| ソフトウェア | 314,954 | 372,797 |
| ソフトウェア仮勘定 | 29,672 | 21,168 |
| 投資その他の資産 | 3,508,324 | 3,566,905 |
| 投資有価証券 | 48,291 | 49,108 |
| 関係会社株式 | 1,668,529 | 1,668,529 |
| その他の関係会社有価証券 | 520,000 | 80,000 |
| 長期前払費用 | 30,700 | 16,227 |
| 敷金 | 474,324 | 474,324 |
| その他長期差入保証金 | 21,230 | 21,230 |
| 繰延税金資産 | 954,048 | 1,257,485 |
| 投資損失引当金 | 208,800 | - |
| 固定資産計 | 4,290,497 | 4,596,210 |
| 資産合計 | 31,743,550 | 33,000,075 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 3,477,655 | 4,260,390 |
| 未払手数料 | 1,464,843 | 1,583,647 |
| その他未払金 | 2,012,811 | 2,676,743 |
| 未払費用 | 335,471 | 321,531 |
| 未払消費税等 | 266,103 | 420,603 |
| 未払法人税等 | 1,210,000 | 1,391,000 |
| 預り金 | 60,297 | 72,829 |
| 前受収益 | 2,579 | 2,583 |
| 賞与引当金 | 288,706 | 296,807 |
| その他の流動負債 | 8 | 24 |
| 流動負債計 | 5,640,822 | 6,765,771 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 886,720 | 927,210 |
| 固定負債計 | 886,720 | 927,210 |
| 負債合計 | 6,527,543 | 7,692,982 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 400,000 | 400,000 |
| その他資本剰余金 | 400,000 | 400,000 |
| 利益剰余金 | 22,810,382 | 22,896,494 |
| 利益準備金 | 500,000 | 500,000 |
| その他利益剰余金 | 22,310,382 | 22,396,494 |
| 繰越利益剰余金 | 22,310,382 | 22,396,494 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 評価・換算差額等 | 5,624 | 10,599 |
| その他有価証券評価差額金 | 5,624 | 10,599 |
| 純資産合計 | 25,216,006 | 25,307,093 |
| 負債・純資産合計 | 31,743,550 | 33,000,075 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 16,696,838 | 16,958,564 |
| 運用受託報酬 | 11,663,951 | 13,291,669 |
| 投資助言報酬 | 92,682 | 107,390 |
| その他営業収益 | 661,029 | 678,515 |
| 営業収益計 | 29,114,502 | 31,036,140 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 7,669,451 | 7,801,482 |
| 広告宣伝費 | 206,908 | 203,242 |
| 調査費 | 7,435,066 | 8,650,200 |
| 調査費 | 2,823,854 | 3,298,847 |
| 委託調査費 | 4,611,211 | 5,351,353 |
| 委託計算費 | 119,180 | 116,944 |
| 営業雑経費 | 265,287 | 263,317 |
| 通信費 | 60,267 | 57,380 |
| 印刷費 | 160,147 | 157,178 |
| 協会費 | 23,883 | 24,327 |
| 諸会費 | 12,732 | 15,737 |
| 図書費 | 8,256 | 8,693 |
| 営業費用計 | 15,695,895 | 17,035,188 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 3,883,418 | 4,075,417 |
| 役員報酬 | 83,430 | 82,371 |
| 給料・手当 | 2,848,648 | 3,010,062 |
| 賞与 | 951,339 | 982,983 |
| 交際費 | 13,259 | 25,693 |
| 寄付金 | 4,696 | 9,893 |
| 旅費交通費 | 140,480 | 162,304 |
| 租税公課 | 174,372 | 246,078 |
| 不動産賃借料 | 468,091 | 468,091 |
| 退職給付費用 | 163,194 | 178,404 |
| 賞与引当金繰入 | 288,706 | 296,807 |
| 固定資産減価償却費 | 165,502 | 247,247 |
| 法定福利費 | 629,504 | 686,198 |
| 福利厚生費 | 10,617 | 14,385 |
| 諸経費 | 503,320 | 642,231 |
| 一般管理費計 | 6,445,164 | 7,052,753 |
| 営業利益 | 6,973,442 | 6,948,198 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 189 | 185 |
| 受取配当金 | * 1 4,304 | 1,238 |
| 雑益 | 13,722 | 15,069 |
| 営業外収益計 | 18,216 | 16,493 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 54,263 | 80,542 |
| 雑損 | 9,120 | 15,415 |
| 営業外費用計 | 63,383 | 95,958 |
| 経常利益 | 6,928,275 | 6,868,734 |
| 特別利益 | | |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 投資有価証券売却益 | 480 | 829 |
| その他特別利益 | - | 402 |
| 特別利益計 | 480 | 1,232 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 190 | 30,348 |
| 投資有価証券評価損 | 501 | - |
| 投資損失引当金繰入額 | 208,800 | - |
| その他特別損失 | 392 | 382 |
| 特別損失計 | 209,884 | 30,731 |
| 税引前当期純利益 | 6,718,870 | 6,839,235 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,220,524 | 2,410,514 |
| 法人税等調整額 | 149,911 | 305,632 |
| 法人税等合計 | 2,070,612 | 2,104,882 |
| 当期純利益 | 4,648,257 | 4,734,352 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|----------|---------|---------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 400,000 | 400,000 | 500,000 | 22,412,741 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 4,750,617 |
| 当期純利益 | | | | | 4,648,257 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 102,359 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 400,000 | 400,000 | 500,000 | 22,310,382 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|------------|----------------------|--------------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等 合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 22,912,741 | 25,312,741 | 5,529 | 5,529 | 25,318,271 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 4,750,617 | 4,750,617 | | | 4,750,617 |
| 当期純利益 | 4,648,257 | 4,648,257 | | | 4,648,257 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 94 | 94 | 94 |
| 当期変動額合計 | 102,359 | 102,359 | 94 | 94 | 102,264 |
| 当期末残高 | 22,810,382 | 25,210,382 | 5,624 | 5,624 | 25,216,006 |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-----------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 400,000 | 400,000 | 500,000 | 22,310,382 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 4,648,241 |
| 当期純利益 | | | | | 4,734,352 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 86,111 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 400,000 | 400,000 | 500,000 | 22,396,494 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|------------|----------------------|--------------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等 合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 22,810,382 | 25,210,382 | 5,624 | 5,624 | 25,216,006 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 4,648,241 | 4,648,241 | | | 4,648,241 |
| 当期純利益 | 4,734,352 | 4,734,352 | | | 4,734,352 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 4,974 | 4,974 | 4,974 |
| 当期変動額合計 | 86,111 | 86,111 | 4,974 | 4,974 | 91,086 |
| 当期末残高 | 22,896,494 | 25,296,494 | 10,599 | 10,599 | 25,307,093 |

注記事項

(重要な会計方針)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

| 第38期 2023年3月31日現在 | 第39期 2024年3月31日現在 |
|---|----------------------|
| 当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。 | 同左 |

(貸借対照表関係)

| 第38期 2023年3月31日現在 | 第39期 2024年3月31日現在 |
|---------------------------------|--------------------------------|
| * 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 | * 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります |
| 建物 217,486千円 | 建物 245,354千円 |
| 器具備品 477,945千円 | 器具備品 481,065千円 |

(損益計算書関係)

| 第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 | 第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 |
|---|--|
| <p>* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">関係会社からの受取配当金 3,605千円</p> <p>上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,067千円であります。</p> | <p>関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。</p> |

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 2022年4月1日 現在 | 増加 | 減少 | 2023年3月31日 現在 |
|-------|-----------------|----|----|------------------|
| 普通株式 | 38,300 | - | - | 38,300 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|-------------|
| (イ) 配当金の総額 | 4,750,617千円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 124,037円 |
| (ハ) 基準日 | 2022年3月31日 |
| (ニ) 効力発生日 | 2022年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|-------------|
| (イ) 配当金の総額 | 4,648,241千円 |
| (ロ) 配当の原資 | 繰越利益剰余金 |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 121,364円 |
| (ニ) 基準日 | 2023年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日 | 2023年6月29日 |

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 2023年4月1日 現在 | 増加 | 減少 | 2024年3月31日 現在 |
|-------|-----------------|----|----|------------------|
| 普通株式 | 38,300 | - | - | 38,300 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|-------------|
| (イ) 配当金の総額 | 4,648,241千円 |
| (ロ) 1株当たり配当額 | 121,364円 |
| (ハ) 基準日 | 2023年3月31日 |
| (ニ) 効力発生日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|--------------|-------------|
| (イ) 配当金の総額 | 3,787,448千円 |
| (ロ) 配当の原資 | 繰越利益剰余金 |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 98,889円 |
| (ニ) 基準日 | 2024年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日 | 2024年6月26日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 | 第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 |
|---|---|
| <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。</p> <p>営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。</p> <p>市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。</p> <p>投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。</p> <p>流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p> | <p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左</p> <p>市場リスク 同左</p> <p>流動性リスク 同左</p> |

2. 金融商品の時価等に関する事項

第38期（2023年3月31日現在）

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|---------|-----|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 48,291 | 48,291 | - |
| 敷金 | 474,324 | 475,064 | 739 |

| | | | |
|-----|---------|---------|-----|
| 資産計 | 522,615 | 523,355 | 739 |
|-----|---------|---------|-----|

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------------|-----------|
| 関係会社株式 | |
| 子会社株式 | 1,640,302 |
| 関連会社株式 | 28,227 |
| その他の関係会社有価証券 | 520,000 |

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|-------|-------------|--------------|------|
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,679 | 18,855 | 995 | 995 |
| 合計 | 1,679 | 18,855 | 995 | 995 |

第39期(2024年3月31日現在)

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|---------|-------|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 49,108 | 49,108 | - |
| 敷金 | 474,324 | 472,538 | 1,786 |
| 資産計 | 523,432 | 521,646 | 1,786 |

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------------|-----------|
| 関係会社株式 | |
| 子会社株式 | 1,640,302 |
| 関連会社株式 | 28,227 |
| その他の関係会社有価証券 | 80,000 |

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|---------------------------------|------|-------------|--------------|-------|
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの | - | 18,872 | 1,912 | 1,101 |
| 合計 | - | 18,872 | 1,912 | 1,101 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第38期(2023年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| | 時価 | | | 合計 |
|-------------------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 投資有価証券 その他有価証券 | - | 48,291 | - | 48,291 |
| 資産計 | - | 48,291 | - | 48,291 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| | 時価 | | | 合計 |
|-----|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 敷金 | - | 475,064 | - | 475,064 |
| 資産計 | - | 475,064 | - | 475,064 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|------------------|------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 其他有価証券 | - | 49,108 | - | 49,108 |
| 資産計 | - | 49,108 | - | 49,108 |

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|-----|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 敷金 | - | 472,538 | - | 472,538 |
| 資産計 | - | 472,538 | - | 472,538 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

| 第38期 2023年3月31日現在 | 第39期 2024年3月31日現在 |
|--|---|
| <p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 520,000千円)は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。</p> | <p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 80,000千円)は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。</p> |
| <p>2. 其他有価証券</p> <p>(単位：千円)</p> | <p>2. 其他有価証券</p> <p>(単位：千円)</p> |

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------------|----------|--------|-------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託 | 27,605 | 18,645 | 8,960 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託 | 20,685 | 21,539 | 853 |
| 合計 | 48,291 | 40,184 | 8,106 |

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券
当事業年度において、有価証券について501千円（その他有価証券の証券投資信託501千円）減損処理を行っております。

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託 | 37,893 | 20,877 | 17,015 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託 | 11,214 | 12,953 | 1,738 |
| 合計 | 49,108 | 33,831 | 15,277 |

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位：千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-------|---------|---------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,767 | 829 | - |
| 合計 | 5,767 | 829 | - |

4. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 運用報酬 | 成功報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 16,696,838 | - | 16,696,838 |
| 運用受託報酬 | 11,529,748 | 134,202 | 11,663,951 |
| 投資助言報酬 | 92,682 | - | 92,682 |
| その他営業収益 | 661,029 | - | 661,029 |
| 合計 | 28,980,299 | 134,202 | 29,114,502 |

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 6,222,195千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 運用報酬 | 成功報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 16,958,564 | - | 16,958,564 |
| 運用受託報酬 | 12,488,818 | 802,851 | 13,291,669 |
| 投資助言報酬 | 107,390 | - | 107,390 |
| その他営業収益 | 678,515 | - | 678,515 |
| 合計 | 30,233,289 | 802,851 | 31,036,140 |

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 7,611,757千円

（*）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 852,862千円 |
| 勤務費用 | 70,929千円 |
| 利息費用 | 3,351千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 24,231千円 |
| 退職給付の支払額 | 33,244千円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 869,667千円 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - |
| 年金資産 | - |
| | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 869,667千円 |
| 未積立退職給付債務 | 869,667千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 17,052千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 886,720千円 |
| 退職給付引当金 | 886,720千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 886,720千円 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|----------|
| 勤務費用 | 70,929千円 |
| 利息費用 | 3,351千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 644千円 |
| その他 | 6,556千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 81,482千円 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|-----------|
| 退職給付債務の期首残高 | 869,667千円 |
| 勤務費用 | 73,630千円 |
| 利息費用 | 6,822千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 29,062千円 |
| 退職給付の支払額 | 38,184千円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 940,999千円 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - |
| 年金資産 | - |
| | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 940,999千円 |
| 未積立退職給付債務 | 940,999千円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 13,789千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 927,210千円 |
| 退職給付引当金 | 927,210千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 927,210千円 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|----------------|----------|
| 勤務費用 | 73,630千円 |
| 利息費用 | 6,822千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 1,778千円 |
| その他 | 10,687千円 |

確定給付制度に係る退職給付費用

89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 271,513千円 | 283,911千円 |
| 未払金 | 2,092千円 | 3,362千円 |
| 賞与引当金 | 88,401千円 | 90,882千円 |
| 未払法定福利費 | 11,663千円 | 12,359千円 |
| 未払事業所税 | 3,929千円 | 4,097千円 |
| 未払事業税 | 64,984千円 | 73,982千円 |
| 未払調査費 | 102,531千円 | 108,813千円 |
| 減価償却超過額 | 24,211千円 | 7,259千円 |
| 繰延資産超過額 | 9,605千円 | 12,236千円 |
| 未払確定拠出年金 | 2,120千円 | 2,331千円 |
| 未収実績連動報酬 | 48,549千円 | 264,384千円 |
| 投資損失引当金 | 63,934千円 | - |
| 未払費用 | 267,102千円 | 404,707千円 |
| 繰延税金資産小計 | 960,642千円 | 1,268,329千円 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 960,642千円 | 1,268,329千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払費用 | 4,110千円 | 6,166千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,482千円 | 4,677千円 |
| 繰延税金負債合計 | 6,593千円 | 10,844千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 954,048千円 | 1,257,485千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|---|------------------------|
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 同左 |

3. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、前事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を前事業年度の期首から適用しています。

（セグメント情報等）

| 第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 | 第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|------------|----|------------|-----------|------------|--|----|-----|----|------------|-----------|------------|
| <p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,542,522</td> <td>3,571,980</td> <td>29,114,502</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 3,989,751千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p> | 日本 | その他 | 合計 | 25,542,522 | 3,571,980 | 29,114,502 | <p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27,411,151</td> <td>3,624,988</td> <td>31,036,140</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）</p> <p>(2) 委託者報酬 3,106,318千円</p> <p>(3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p> | 日本 | その他 | 合計 | 27,411,151 | 3,624,988 | 31,036,140 |
| 日本 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| 25,542,522 | 3,571,980 | 29,114,502 | | | | | | | | | | | |
| 日本 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| 27,411,151 | 3,624,988 | 31,036,140 | | | | | | | | | | | |

（関連当事者情報）

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権 の所有 割合 | 関連当 事者との 関係 | 取引の 内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------------------|----------------------------|-------------|-------------------|-----------------------|------------------|--------------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------|---------------|
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 東京海上 日動火災 保険 株式会社 | 東京都 千代田区 | 101,994,694 千円 | 損害 保険業 | なし | 投資信託 の取扱 役員 の兼任 | 投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払 | 1,337,087 千円 | 未払 手数料 | 450,379 千円 |

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

| 第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 | |
|---|--------------|
| 1株当たり純資産額 | 658,381円38銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 121,364円43銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |
| (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 25,216,006千円 |

| | |
|------------------------------|--------------|
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | - |
| 普通株式に係る当期末の純資産額 | 25,216,006千円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 | 38,300株 |
| 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益金額 | 4,648,257千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額 | 4,648,257千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 38,300株 |

| | |
|--|--------------|
| 第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 | |
| 1株当たり純資産額 | 660,759円61銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 123,612円34銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |
| (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎 | |
| 貸借対照表の純資産の部の合計額 | 25,307,093千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | - |
| 普通株式に係る当期末の純資産額 | 25,307,093千円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 | 38,300株 |
| 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 | |
| 損益計算書上の当期純利益金額 | 4,734,352千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額 | 4,734,352千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 38,300株 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(2024年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(2024年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額() | 事業の内容 |
|----------------|------------|---|
| 株式会社八十二銀行 | 52,243百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社百十四銀行 | 37,322百万円 | |
| 株式会社北洋銀行 | 121,101百万円 | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 101,994百万円 | 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。 |

() 2024年3月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

| 書類名 | 提出年月日 |
|---------|------------|
| 有価証券届出書 | 2023年9月20日 |
| | 2024年3月19日 |
| 有価証券報告書 | 2023年9月20日 |
| 半期報告書 | 2024年3月19日 |

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保直毅指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井章悟

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本株式の2023年6月21日から2024年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・日本株式の2024年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。